

第15回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月27日（月）午後1時30分から午後2時18分

2. 開催場所 砂川市役所 2階 中会議室

3. 出席委員（13人）

会長	13番	関尾 一史		
会長職務代理者	1番	前谷 篤		
委員	2番	角丸 章	3番	猿渡 万里子
	4番	大原 瞳生	5番	片桐 幸示
	6番	渡邊 勝郎	7番	渡部 延三
	8番	井上 善博	9番	竹田 安宏
	10番	高橋 宏吉	11番	谷口 秀夫
	12番	菊地 匡		

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

報告第1号	農業者年金に関する申請について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
報告第3号	令和3年度玉葱作況調査の結果について
報告第4号	令和3年度水稻作況調査の結果について
議案第1号	農業経営基盤強化推進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第2号	現況証明願について
議案第3号	令和3年度果樹作況調査について
議案第4号	令和3年度農地法第30条の規定による農地利用状況調査（一斉）の実施について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中村 一久
事務局次長	野田 勉
事務局主幹兼事務係長	篠崎 強
事務局事務係主事	齋藤 史治

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、これより第 15 回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

関尾会長 <開会挨拶>

本日の議事録署名委員は、3 番の猿渡万里子委員、4 番の大原睦生委員です。よろしくお願ひいたします。

それでは早速、議事に入ります。報告第 1 号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。

事務局 それでは、報告第 1 号をご説明いたします。

農業者年金死亡関係届の 1 件です。7 月 10 日に [REDACTED] が亡くなられたことに伴い、長男である [REDACTED] より届出がありました。既に専決処分としましたことをご報告いたします。以上です。

会長 只今、報告第 1 号について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。なし。

全員 質問がないようですので、報告のとおり承認することとしてよろしいですか。

会長 異議なし。

全員 それでは本件を承認することといたします。

会長 続きまして、報告第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について」事務局より説明願います。

事務局 では報告第 2 号をご説明します。

会長 使用貸借の合意解約の通知がありました。貸主は [REDACTED] [REDACTED] 、借主は [REDACTED] [REDACTED] 、土地の表示は富平 155 番、公簿・現況とも田、面積 462 m²、以下、記載のとおり合計 12 筆、86,205.82 m² です。契約の内容は、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画による使用貸借を設定していたもので、期間は令和 3 年 3 月 25 日から 12 月 31 日までの約 9 か月間でした。合意が成立した日は 9 月 7 日、土地の引渡しの時期は本日です。

会長 この案件は、[REDACTED] が昨年をもって離農するにあたり、農地を [REDACTED] [REDACTED] に売り渡す意向でしたが、その前に測量や分筆を行う必要があったため、今年 1 作は農地を [REDACTED] へ使用貸借していたものです。先般、測量・分筆も完了して、後ほど議案第 1 号で提案しますように、[REDACTED] から [REDACTED] への売買を行うため、使用貸借を解約するものです。

会長 なお、一番右の備考欄に「地目、面積は農用地利用集積計画決定時のもの」と記載していますが、これは 3 月 25 日時点、すなわち分筆する前の地目・面積を示しております、後の議案第 1 号では分筆した後の地目・面積になりますから、若干、地目も面積も異なることを予めご理解いただければと思います。

会長 以上、報告第 2 号のご説明とします。よろしくお願ひいたします。

会長 只今、報告第 2 号について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。すみません。

会長 はい、井上委員。

会長 備考のところの説明をもう一度お願いします。

会長 この報告第 2 号で示している公募の地目は田・畑・田・田・田…となっていて、現況は全部田となっているのと、面積何 m² ということに関してですけれども、測量・分筆をする前のものを示しています。一方、議案第 1 号では、同じ

土地のはずなのに今程の報告第1号と地目や面積が若干異なっている訳ですけれども、この違いは測量・分筆や地目変更によって若干変わった、ということで、全く同じではないということをご理解いただければなと思います。

- 井上委員
会長
井上委員
会長
全員
会長
全員
会長
事務局
- ありがとうございます。
よろしいですか。
はい。
その他に何か質問等ございませんか。
なし。
それでは質問がないようですので、報告のとおり承認することとしてよろしいですか。
異議なし。
それでは本件を承認することといたします。
続きまして、報告第3号「令和3年度玉葱作況調査の結果について」事務局より説明願います。

それでは報告第3号をご説明いたします。
令和3年度の玉葱作況調査についてです。8月18日に市内6か所で実施しましたが、皆さん雨の中、大変お疲れ様でした。記載のとおり、雨天により検見としたため、収量は算定できませんでした。参考までに次の頁の別紙1をご覧ください。一番下の行、R3の行が今年の数値を入れる形になっていますが、収量を測っていないため横線としています。ただ、一番右の列には玉葱振興会さんが行った作況調査の数値をいただいて掲載しております。10a当たりの収量が今年は3,904kgで、平成24年から10年間の収量を載せていますが、その中で大変残念ですが最も少ない数値となっています。夏場に雨が少なかったことなどが影響していると聞いています。

- 会長
全員
会長
全員
会長
事務局
- 以上、報告第3号のご説明といたします。
只今、報告第3号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。
なし。
質問等がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。
異議なし。
それでは、異議なしと認め、それでは本件を承認することといたします。

続きまして、報告第4号「令和3年度水稻作況調査の結果について」事務局より説明願います。

それでは、報告第4号をご説明いたします。
今年度の水稻作況調査です。1番、9月7日に実施しました。お忙しい時期に、大変お疲れ様でした。調査件数は7件で、西豊沼地区から富平地区まで、実測4件と検見3件を実施しています。調査結果は次のページの別紙2にまとめていますので、ご覧いただきたいと思います。

まず、調査を行った7件の反収ですが、上の表の一番下の行に平均を記載しています。平均反収は565.43kgとなりまして、()内は昨年度の数値を示していますが、昨年は563.75kgですから、ほぼ同じことになります。右隣の列、俵数で見ましても、昨年の9.40俵から、今年は9.42俵と、ほぼ同じ数字です。

また、この頁の下の方に記載しています作況指標を見ますと、農業委員会のこれまでの調査結果を元にした作況指標は「101」の「平年並み」、その右側には農政事務所が出している統計を元にした作況指標も参考に載せていましたが、こちらも「100」の「平年並み」となりました。

なお、補足としまして、空知総合振興局が出している生育概況を振り返りま

すと、5月には「低温で一時停滞」という状況もありましたが、その後は概ね順調で、夏場以降は「高温で早まった」という記載があり、最新の9月15日発表の生育概況を配布していますが、こちらでは「好天が続き、収穫作業が進んでいる」という記載になっております。胴割があるですか、値段が安いということは耳にするのですが、収量は平年並だったとのことでございます。

以上、報告第4号の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

会長 全員 会長 全員 会長
只今の報告についてご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。
異議なし。

それでは、本件を承認することといたします。

続いて議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明願います。

事務局 では議案第1号をご説明いたします。

計画番号は令和3年度所第3号、公告予定年月日は本日、本件は農地保有合理化事業によるものです。出し手・譲渡人は [REDACTED]
、受け手・譲受人は [REDACTED]

[REDACTED]、農地の所在は、富平155番、地目は公簿・現況とも田、面積462m²以下、記載のとおり合計12筆、85,518.82m²です。対価は25,650,000円、これは、地積に単価30万円を乗じたものですが、畑の面積が田に比べて、ごく僅かですので、田と畑をまとめて考えています。対価の支払い方法等は11月12日までに指定口座に振り込むこと、所有権移転の時期、及び、引渡しの時期は対価の支払い日、当事者間の法律関係は売買、図面は第1号図を参考にしてください。

この案件に関しては、先月の定例総会で、「買入協議」と言いまして、[REDACTED]
[REDACTED]の農地を[REDACTED]に買い入れてもらうよう協議する、と決定していました。その後、協議が成立しまして、本日、このように売買の提案に至っております。

今後の予定としましては、この議案が決定されると、所有権移転の登記や土地代金の精算を済ませてから、11月の定例総会では、今度は[REDACTED]から受け手である[REDACTED]に、5年間、賃貸借する農用地利用集積計画が提案される予定です。

なお、最後になりますが、この案件に関する農業経営基盤強化促進法に定める要件の確認についてですが、別添1の調査書をご参照ください。[REDACTED]が農地を買い入れる場合は、一般的な農業者が買う場合とは異なり、多くの要件を満たす必要がなくなり、記載のとおりとなりますのでご確認いただきたいと思います。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

会長 只今、議案第1号の説明がありましたら、ご質問・ご意見等ございませんか。
はい、井上委員。

井上委員 ちょっと分からぬので聞くんですけども、反30万円は、結構、値段が張っているなという感じがするんですけど、やはり富平の相場は、基盤整備によって面がきれいだからということでしょうか。

事務局 はい、富平はきれいな農地が多くて、中でも[REDACTED]の農地は四角く大きな田んぼで手入れもされていますし、もともと[REDACTED]の持っていた農地は砂利も掘っていないということで、一等地といったら言い過ぎかもしれません、30万円は高い方ですけれども、これまでの売買例を見てもそれほど逸脱しな

い範囲かなと思います。

井上委員 ありがとうございます。

会長 よろしいですか。

井上委員 はい。

会長 その他に何か質問等ございませんか。

全員 なし。

会長 それでは質問・意見がないようですので、提案のとおり本件を決定してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは、異議なしと認め、本件を決定することいたします。

事務局 続きまして、議案第2号「現況証明願について」事務局より説明願います。では、議案第2号をご説明いたします。2件ございます。

まず1件目は、願出者・土地所有者とも、[REDACTED] [REDACTED]、土地の表示は焼山55番2、地目は公簿で田となっており、面積は7,107m²、以下記載のとおり合計2筆で7,437m²です。申請目的は地目変更登記のため、調査の有無は9月16日に関係委員に確認をお願いしており、図面は第2号図に示しています。

この申請に至った経過を少しご説明したいと思います。実は、昭和39年に[REDACTED]が農地法第5条の転用許可を受けてこの農地を買収しまして、平屋の市営住宅「焼山団地」や現在の障害者職業能力開発校の教職員住宅も建てられていました。時は流れても住む方もいなくなり、平成21年には最後まで残っていた市営住宅の建物が取り壊されて、以降は利活用されず現在に至っています。この間、登記の地目は変更されず、現在も田となったままであることが判明し、現況証明願が提出されました。

次に2件目は、願出者・土地所有者とも、1番と同様に[REDACTED]、土地の表示は西5条南10丁目15番、地目は公簿で畑となっており、面積は5,867m²、以下記載のとおり合計2筆で7,466m²です。申請目的は地目変更登記のため、調査の有無は9月16日より関係委員に確認をお願いしており、図面は第3号図に示しています。

こちらの土地も1番と似た経過がありまして、昭和46年に[REDACTED]が農地法第5条の転用許可を受けてこの農地を買収しています。そして、宮川団地という市営住宅が7棟建設されましたが、現在は古くなって住人の方も退去し、この9月からは解体工事が始まっています。1番と同様に、登記の地目は変更されておらず、現在も畑であるため現況証明願が提出されました。

以上、議案第2号のご説明とします。ご審議をよろしくお願いいたします。只今、議案第2号の説明がありましたら、ご質問・ご意見等ございませんか。

なし。

特にご質問・ご意見がないようですので、本件を証明してよろしいですか。異議なし。

それでは、異議なしと認め、証明することいたします。

続きまして、議案第3号「令和3年度果樹作況調査について」事務局より説明願います。

事務局 議案第3号をご説明し、審議を求めたいと思います。

今年の果樹作況調査について、まず、1番の調査期日は、10月25日(月)、次回の定例総会の日としまして、2番の調査対象農家は今年度も[REDACTED]のりんご農園を検見し、3番、開始時刻は定例総会終了後と提案いたします。今回も市役所前から、委員の皆さん全員でバスに乗って、現地に向かいたいと

- 思います。
- 提案理由は、玉葱や水稻の作況調査に続いて、記載のとおり、果樹の品質などを調査し、果樹生産振興の基礎資料にするものですので、趣旨をご理解のうえご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。
- 会長 只今、議案第3号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。
はい。
- 渡部委員 これって、この後、三谷さんのりんごのオーナーの収穫がありますよね。三谷さん一か所で済まないの。
- 事務局 調査する場所ですか。
- 渡部委員 うん。
- 事務局 済ませば済むのかもしれないのですが、かつて砂川市はりんご農家が数多くありまして、今は2軒になってしまいました。せっかく2軒しかないですから、片方は見せていただいて、もう片方は獲させていただいている。関尾さんの所じゃなければならない理由がある訳ではありません。
- 会長 よろしいですか。
- 渡部委員 別にいいんだけど、一か所で済む話でないのかなと思って。
- 会長 なしても関尾農園に行きたくないなら考えるけども。
- 全員 では、何かその他質問等ございませんか。
- 会長 なし。
- 全員 特にご質問・ご意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。
- 会長 異議なし。
- 会長 それでは、異議なしと認め、提案のとおり果樹作況調査を実施することいたします。
- 事務局 続いて議案第4号「令和3年度農地法第30条の規定による農地利用状況調査・一斉の実施について」事務局より説明願います。
- 事務局 議案第4号をご説明し、審議を求めます。
- まず、改めて農地利用状況調査の趣旨などを大まかに確認しておきたいと思います。農地利用状況調査は、委、員の皆様が年に1回、全員で、一斉に、市内の農地を見て利用状況を把握・調査するのですが、特に、長期間耕作されていない農地ですか、違反転用ではないかといった、懸案の農地を調査することになります。
- 法的には、平成21年の農地法改正で「利用状況調査を行わなければならない」と明記され、さらに、平成26年の農地法改正によって、農業委員会がこの調査を踏まえて、総会において「非農地」、つまり「農地ではなくする」という重要な判断も行うことになりました。例えば、昨年は東豊沼の[REDACTED]の農地の一部を非農地判断しております。
- 前段の説明は以上としまして、具体的な提案をさせていただきます。1番、調査期日は10月14日(木)とさせていただきたいと存じます。本来であれば皆さんのご都合に合わせてお決めいただければ良かったのですが、この農地利用状況調査と同日に、協議会として「管内研修視察」も行う計画となっていました。今回の研修先は協議会での議論も踏まえまして[REDACTED]に依頼したところ、快くご対応いただけたとのことでした。そこで、日程を調整していたのですが、先方は14日(木)を希望していますので、ご理解をいただきたいと存じます。
- 2番の調査範囲は市内一円、3番の調査順序は記載のとおり、西豊沼から始めて、北に向かっていくルートを組みたいと思います。4番の開始時刻は、午前9時にバスが市役所前を出発しますので、委員の皆様は5分位前には市役所

前に集合いただければと思います。

最後に、調査の対象とする農地ですが、事務局としても、懸案の農地の情報を整理して、調査対象を検討していきたいと思いますが、委員の皆様におかれましても、日頃、気になっている農地、例えば、荒廃している農地、違反転用が疑われる農地、受け手が見つからない農地など、全員で見た方がいいな、という農地がありましたら、ぜひ情報をお寄せいただきたいと思います。

以上、議案第4号のご説明とします。よろしくお願ひいたします。

会長

只今、議案第4号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。
はい、高橋委員。

高橋委員

質問等ではないのですが、確か14日は農協でも現地を見たり、というのがあります。時間はちょっと定かではないけど。

渡部委員

1時半から。

高橋委員

この日程は動かし難いんだと思いますが、午前中は出れるけど午後からダメになるのかなという気はします。

会長

最悪はそうなるか、農協も多分、日にちは動かせれないんでしょうね。

渡部委員

常勤役員の日程もあるので。

■とかの絡みもあったんじゃないですか。その関係でとりあえず現地を見て歩けということになっていますので。

会長

農業委員会でも、そういう所は見たいなと思って、打ち合わせはしているんですけれども。

渡部委員

昼飯はどこで食べるの。

会長

ハイウェイオアシスの所なんですけれど。

渡部委員

車をね、市役所に置いて、オアシスから市役所へどうやって帰って来るのかっていうことがあるから。

高橋委員

その辺、作戦会議だね。何とかやり繰りはしようとは思っていますが、そういう状況なので

渡部委員

何にしても俺と高橋委員は午前中しか出れないっていう。

会長

了解です。

高橋委員

ご理解いただきたいと思います。

会長

はい、分かりました。

全員

その他に何か質問・ご意見等はございませんか。

会長

なし。
それでは、特にあと質問・ご意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。

全員

異議なし。

会長

それでは、異議なしと認め、提案のとおり農地利用状況調査を実施することといたします。

全員

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。
なし。

会長

特に何も無いようですので、続きまして、「その他」に入ります。事務局より説明願います。

事務局

1. 議会関連報告（事務局長）

2. 農業委員会だより（令和3年秋号）の配布（事務局）

- ・配布方法 委員各位が担当地区の農業者に配布
- ・発行時期 10月上旬

・配布期限 11月上旬

3. 農業委員会ボウリング大会の開催可否（事務局）

- 農業委員会ボウリング大会は、農業委員と農業者並びに農業者同士の交流・連携を図るため、例年11月下旬に開催してきましたが、昨年は新型コロナウィルス感染症の拡大防止の観点から中止しました。本年は開催するか否かを決定します。

4. 「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」の提出に向けた取り組み（事務局）

- 7月下旬 農業生産者団体に要望事項を照会
- 10月1日 上記の提出期限
- 10月中旬 検討委員会の開催
(検討委員：会長、会長職務件代理者、議席番号6～9番の委員)
- 10月25日 第16回定例総会で意見書（案）を審議
- 11月上旬 砂川市長に意見書を提出

5. 農地法第5条の規定による許可申請書の進達（事務局）

(1) 申請の概要

- 農地所有者 [REDACTED]
- 転用計画者 [REDACTED]
- 所在地等 北吉野町337番1外2筆 30,727m²
- 転用目的 安定型・管理型産業廃棄物最終処分場の設置

(2) 経過

上記の申請は、1月の砂川市農業委員会定例総会で許可相当と決定したのち、(一社)北海道農業会議への意見聴取を経て、2月に北海道へ進達していました。しかし、他法の許可が工事着工予定の5月以降になると見込まれたため、申請者は当該申請を取り下げ、他法の許可の見通しがついた段階で改めて申請することとしました。

砂川市農業委員会は4月の定例総会において、改めて提出される申請書が前の申請書と照らして工事期間を数か月遅らせるのみの見直しであれば、専決処分で許可相当として進達の手続きを進め、直近の定例総会で報告することとしていました。

その後、申請者は他法の許可の見通しがついたとして7月6日に申請書を提出しました。砂川市農業委員会はこれを受け、申請内容を確認のうえ(一社)北海道農業会議への意見聴取を経て、9月3日に北海道へ進達したことを報告します。

6. 農地に関する相談等の記録、事務局への連絡（事務局）

- 農地に関する相談等を受けた場合は、各農業委員が記録をつけるとともに、相談の節目では事務局にもお知らせくださいようお願いします。また、不明な点がありましたら、事務局にお問い合わせください。

7. 2022年版農業委員会手帳の申し込み（事務局）

- 全国農業会議所が刊行する2022年版農業委員会手帳の申し込みを受

けますので、本日、別添2の確認票を事務所に提出してください。

8. サマースタイルの終了（事務局）

- ・上着やネクタイの着用を要しないサマースタイルは、9月30日（木）までです。

9. 活動記録簿の提出（事務局）

- ・農業委員として行った活動を記入し、9月分を事務局に提出してください。

10. 協議会報告（協議会長）

- ・10月14日（木）の農地利用状況調査終了後、管内研修として「滝川地方卸売市場株式会社」を訪問します。
- ・10月25日（月）の果樹作況調査終了後、三谷果樹園において、協議会がオーナーとなっているりんごの収穫を行います。

会長 只今の説明について、ご質問等ございませんか。

はい。

渡部委員 6番の件に関してなんだけど、この間、俺の受持ちの [REDACTED] から連絡が来たやつも、報告しなければいけないんでしょ。

事務局 何か新しい展開がありましたか。

渡部委員 新しいことというか、売れるんでしょうかという話で、多分無理だよって、買い手もいないよっていうような話をして、あとは個人で自己保全とか何かになるよいうような話だったんですけども。

事務局 教えていただければありがとうございます。

渡部委員 書面で何か出すとか。

事務局 いえ、大丈夫です。電話でもいいですし、こういう会議の機会なんかに、こうなっているとお知らせいただければ。

渡部委員 じゃあ、今言ったことで報告は終わったと。

事務局 分かりました。

渡部委員 [REDACTED] 関連で [REDACTED] の土地が2件、令和3年で賃貸借が終了するのが7件あったはずで、そのうち1件は [REDACTED] なんだけど、その他のところでどういう動きがあったのか進展があれば教えてもらいたいです。

事務局 事務局が把握している範囲では、今のところは新しく賃貸借に結び付いたとか、売買に結び付いたというのではありません。

渡部委員 その土地を持っている人から連絡がいくかもしれませんよという話で、連絡も来てないということなんですか。

会長 来ている人がいますかね。

片桐委員 連絡は来ますよ。

渡部委員 それでその事情は、俺と同じ。

片桐委員 そうですね。

渡部委員 残り4件の方は連絡もないっていうことですかね、分かりました。

会長 その他何か質問等はございませんか。

谷口委員 一つ。

会長 はい。

谷口委員 今の話だけれども、[REDACTED] の売りたいっていう土地の関して、畦畔を付けて田んぼに戻して売るのか、または現状なのかということをちょっと聞いてお

事務局

きたいと。そばを作っているから畦を作業上都合のいいように崩して、一枚にしてやっているんですけど、売買となるとそのままなのか、畦畔を作り直して田んぼに戻すか、どっちですかね。どういうふうに聞いている。

谷口委員
事務局
谷口委員
事務局

私が聞いたのは、████████が賃貸借で借りている所で、████████が崩した所は焼山で1箇所あるのですけれども、その他は崩していないことになっているというふうに聞いているのですが。

████████ とうちの叔父さんのところは、周り崩しているものね。
████████ の所有のところですか。
そう。
████████ 所有の土地ですね。所有のところは、個別には聞いていないですけれど、所有のところはもう ████████さんのものだということで、崩していますね。それを戻すということはないということです。

谷口委員
事務局
谷口委員
事務局
谷口委員
事務局

自分のものだからそのままだということ。
はい、そうですね。ですが、今後のことば、改めて確認しましょうかね。
その辺を聞かれたらね。どういうふうに答えていいか。
分かりました。確認します。
できればね、他の賃貸借しているところも、崩しているのか、崩していないのか、分かる範囲で教えて欲しい。

事務局

はい、分かりました。私ども、先日、現地を回ったんですね、████████が借りている中では、1箇所は完全に崩しているところがあります。他のところは意図的に崩してなくとも、何年間もそばを作っていたら、畦が崩れた、または、畦として機能しないのではないか、というところが幾つかありますね。素人目にはこれはもう機能しないということは、はっきり言えないのですけれども、全く手を付けず、そのまま田んぼにするのは難しいであろうということは何箇所かあります。例えば、宮城の沢も。

渡部委員
事務局
渡部委員
会長
渡部委員

宮城の沢はもう無理だろうね。農委だよりを配る時見て歩いているけれど、あれはもう、崩したんだか、崩れているのだから分からないけれども。

そうですね。あそこはちょっと厳しいですね。
田んぼに戻すっていうのはもう無理。だから ████████にも、多分いないよっていう言い方しかならんかったです。

会長
谷口委員

それしか言いようがないですからね。
それによっては話の持って行き方も変わると思うんですよね。田んぼに戻せなくとも転作奨励金が付くような耕地を作ることが可能なのかどうかとかね。今後そういうことも検討していかなくてはいけないんじゃないかなと思うんですね。いずれに田んぼに戻すんだとしたら畦がどうしても必要になってくるから、そこは ████████ もしっかりね、判断して欲しいですよね。

事務局

その辺、こちらでも確認して皆様に、情報を伝えたいと思います。
████████ もね、今、構成員に聞くと「やめないよ」って言う人もいるんですよ。合同会社はやめますよ、でも、その中から構成員の何人かは、またこういう作業を継続していくような形なでしょ、これ。

谷口委員
事務局
谷口委員

そうですね。別に新たに法人を作るのではなくて、解散するので構成員は個人個人になる訳ですけれども、構成員だった人の一部は、引き続きこの土地は借りたいという意向を持っているという所もありますね。

まあ、だから、また何人かで継続してやるということだね。僕は、全員がもうタッチしないのかなって考えたからどうしようかなって。

ただ東豊沼は中々やる人はいないと思います。
なかなか難しいですよね。

渡部委員 今、[REDACTED]だけが引き続きやるってことでしょ。[REDACTED]の家の近場は、や
るかな、ぐらいの話で。

会長 あとは聞こえてこないですね。

渡部委員 「単価的に金額が多くなってもいいよっていうのであれば、やってもいいか
な」なんて冗談半分で言ってましたけど、そんな逆韌になってまでするってい
う人もいないかなっていう。

会長 そうですね、よろしいですか。

全員 はい。

会長 はい、では、先程の3番の農業委員会のボウリング大会を開催するかどうか
なんですが、事務局からもありましたように、中止の方向でよろしいでしょ
うかね。

全員 異議なし。

会長 どうしてもやりたいという方がいらっしゃれば考えますけども、まだ無理で
はないかと判断したので、今年度も中止ということで、申し訳ないんですけどもお願いしたいと思
います。

その他に何かご質問等ございませんか。

はい。

猿渡委員 管内研修って何時までかかりますか。

事務局 3時に[REDACTED]に行くことになっていまして、そこからだいたい1
時間半位かなと思っているんです。ですから5時位に帰って来るかなと思って
います。

猿渡委員 最後までいなくてはいけないんですよね。バスで行くんですか。

事務局 はい。

猿渡委員 分かりました。

会長 その他何か質問はございませんか。

全員 なし。

会長 それでは、特にないようですので、次回総会の日程を確認したいと思います。
次回は10月25日、月曜日、時間は午後1時半からです。よろしくお願いいた
します。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと存じます。

<会長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員